

議案第69号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するも
のとする。

令和4年12月2日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

5 55歳に達する日以後最初の3月31日を超えて在職する職員の第3項の規定による昇給は、当該職員が同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、規則で定める基準に従い決定するものとする。

第9条の3第1項中「27,000円」を「30,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2、第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	197,800	234,300	267,400	293,300	323,200	367,500	413,200
	2	148,900	199,700	235,900	269,200	295,600	325,400	370,100	415,700
	3	150,100	201,500	237,400	271,100	297,700	327,800	372,500	418,200
	4	151,300	203,300	239,100	273,200	299,700	330,000	375,200	420,600
	5	152,400	204,800	240,500	274,900	301,600	332,200	377,100	422,500
	6	153,500	206,600	242,200	276,800	303,800	334,200	379,600	424,900
	7	154,600	208,500	243,700	278,600	306,000	336,500	381,900	427,000
	8	155,700	210,300	245,300	280,700	308,000	338,700	384,500	429,200
	9	156,700	211,900	246,400	282,700	309,900	340,600	386,900	431,300
	10	158,100	213,700	248,000	284,700	312,300	342,900	389,600	433,400
	11	159,500	215,600	249,600	286,700	314,500	344,900	392,300	435,500
	12	160,800	217,400	250,900	288,600	316,800	347,100	395,000	437,600
	13	162,000	218,800	252,400	290,600	319,000	348,900	397,400	439,400
	14	163,500	220,600	253,800	292,500	321,100	351,000	399,800	441,200
	15	165,000	222,300	255,200	294,500	323,300	353,000	402,000	443,200
	16	166,600	224,200	256,600	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200
	17	167,900	225,900	258,100	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200
	18	169,400	227,600	259,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000
	19	170,900	229,200	261,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800
	20	172,400	230,800	263,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500
	21	173,700	232,300	264,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300
	22	176,500	234,000	266,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900
	23	179,100	235,600	268,200	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300
	24	181,700	237,200	269,800	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800
	25	184,400	238,200	271,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200
	26	186,100	239,800	273,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500
	27	187,700	241,200	275,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800
	28	189,400	242,400	277,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100
	29	191,000	243,600	278,800	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100
	30	192,700	244,800	280,500	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800
	31	194,500	245,800	282,300	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600
	32	196,200	247,100	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300
	33	197,800	248,400	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000
	34	199,300	249,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800
	35	200,800	250,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500
	36	202,300	251,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100
	37	203,600	252,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600
	38	204,900	254,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300
	39	206,100	255,500	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900
	40	207,500	256,800	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500
	41	208,800	258,200	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000

再任
職員以
外の
職員

42	210,100	259,600	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500
43	211,400	260,800	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900
44	212,700	262,000	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200
45	213,800	263,300	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500
46	215,200	264,500	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500	
47	216,500	265,800	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900	
48	217,800	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600	
49	218,900	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100	
50	220,000	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500	
51	221,000	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900	
52	222,100	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400	
53	223,300	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800	
54	224,300	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200	
55	225,200	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600	
56	226,200	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900	
57	226,500	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200	
58	227,300	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600	
59	228,100	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900	
60	228,800	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200	
61	229,500	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500	
62	230,500	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200		
63	231,400	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500		
64	232,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800		
65	232,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100		
66	233,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400		
67	234,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700		
68	235,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000		
69	236,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200		
70	236,900	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500		
71	237,400	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800		
72	238,100	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100		
73	239,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300		
74	239,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600		
75	240,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900		
76	240,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100		
77	241,400	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300		
78	242,100	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600		
79	242,800	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900		
80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100		
81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300		
82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600		
83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000		
84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200		
85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400		
86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200			
87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500			

88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700			
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900			
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200			
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500			
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700			
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900			
94		298,600	346,900	386,300				
95		298,900	347,400	386,700				
96		299,300	347,800	387,100				
97		299,500	348,000	387,400				
98		299,800	348,400	387,900				
99		300,200	348,800	388,300				
100		300,600	349,100	388,700				
101		300,800	349,400	389,000				
102		301,100	349,800					
103		301,500	350,200					
104		301,800	350,700					
105		302,000	351,200					
106		302,400	351,600					
107		302,800	352,000					
108		303,100	352,400					
109		303,300	352,900					
110		303,700	353,300					
111		304,100	353,600					
112		304,400	353,900					
113		304,600	354,400					
114		304,800						
115		305,100						
116		305,500						
117		305,700						
118		305,900						
119		306,200						
120		306,500						
121		306,900						
122		307,100						
123		307,400						
124		307,700						
125		308,000						
再任用職員	190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

別表第2中「係長、困難な」を「係長又は困難な」に改め、「又は特に困難な業務を処理する主任」を削る。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「とする」を「に、宇治市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改める。

第3条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「（その者）」を「（当該職員）」に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「、その者」を「、当該職員」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第17条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」

に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第8項まで、第8条」に、「、再任用職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第22項中「から第4条まで」を「及び第4条」に改め、附則に次の7項を加える。

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

28 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされ

た職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要が

あると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第17条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第17条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

「

再任用職員	1 90 , 1 00	2 17 , 9 00	2 58 , 4 00	2 78 , 0 00	2 93 , 3 00	3 19 , 1 00	3 61 , 3 00	3 94 , 8 00
-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	1 90 , 1 00	2 17 , 9 00	2 58 , 4 00	2 78 , 0 00	2 93 , 3 00	3 19 , 1 00	3 61 , 3 00	3 94 , 8 00

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定並びに附則第6項（第2条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）附則第26項の規定の適用に係る部分に限る。）及び第8項から第15項までの規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条中第4条の改正規定 令和6年1月1日
（給与の内払）
- 2 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正前の条例」という。）の規定に基づいて支払われた給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 令和5年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第1条による改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員（同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の左欄に掲げる職務の級に応じ、同表の中欄に定める旧号給を受けていた職員に限る。以下「特定職員」という。）で切替日において第1条による改正後の条例別表第1（以下「令和4年度給料表」という。）の給料表の適用を受けることとなるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の右欄に掲げる号給とする。
- 4 特定職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日以降に新たに令和4年度給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは

、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第1条による改正後の条例第7条第2項、第17条第5項（第1条による改正後の条例第17条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第22項並びに第2条による改正後の条例附則第26項の規定の適用については、第1条による改正後の条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第1条による改正後の条例第17条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第1条による改正後の条例附則第22項中「給料月額」とあるのは「給料月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第2条による改正後の条例附則第26項中「応じた額」とあるのは「応じた額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 この条例の施行の際現に第1条による改正前の条例別表第2に規定する特に困難な業務を処理する主任に係る職務の級及び級別代表職務については、なお従前の例による。

（職員勤務延長に関する経過措置）

8 第2条による改正後の条例附則第26項から第32項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

9 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第

5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。) (短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 (以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)) を除く。以下この項において同じ。) の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

1 0 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員 (同法第 1 7 条の規定による短時間による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)) に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、宇治市職員の勤務時間に関する条例 (昭和 2 6 年宇治市条例第 3 6 号) 第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

1 1 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宇治市職員の勤務時間に関する条例 (昭和 2 6 年宇治市条例第 3 6 号) 第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

1 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条による改正後の条例第 1 0 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 条第 2 項の規定を適用する。

1 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間職員とみなして、第 2 条による改正後の条例第 1 7 条第 3 項の規定を適用する。

1 4 第2条による改正後の条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項に規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

1 5 第2条による改正後の条例第4条第2項から第8項まで、第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

1 6 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

1 4 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に係る第2条の5の規定の適用については、同条中「職員の給料の月額」とあるのは、「職員の給料の月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表（附則第3項関係）

号給の切替表

職務の級	旧号給	新号給
4級	102号給から125号給まで	101号給

5 級	9 4 号 給 から 1 1 7 号 給 まで	9 3 号 給
6 級	8 6 号 給 から 1 0 5 号 給 まで	8 5 号 給
7 級	6 2 号 給 から 7 7 号 給 まで	6 1 号 給
8 級	4 6 号 給 から 6 5 号 給 まで	4 5 号 給

(提案理由)

宇治市職員の給与等について、所要の改正を行うものであります。